

曾於医師会立介護老人保健施設ありあけ苑運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、曾於医師会立介護老人保健施設ありあけ苑（以下「施設」という。）の適切な運営及び要介護者等（以下「入所者」という。）に対する適正な介護保健施設サービスの提供を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の基本理念に基づき、要介護状態となった入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスを提供し、入所者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。

(運営方針)

第3条 施設は前条の目的を達成するため、次の運営方針を遵守する。

- (1)、入所者の心身の状況等に応じて適切な介護保険施設サービスを提供する。
- (2)、提供する介護保険施設サービスの質の評価を自ら行い、又その他の措置を講ずることにより、常に介護保険施設サービスを受けるものの立場に立ってこれを提供する。
- (3)、入所者の介護保険被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して介護保険施設サービスを提供する。
- (4)、生きがいを持って療養生活が送れるよう、明るく家庭的な雰囲気を有し、入所者の自主性を尊重した生活サービスを提供する。
- (5)、地域に開かれた施設として、入所者の家族や地域住民等に親しまれる施設となるよう運営を行う。
- (6)、協力医療機関との連携により、安心した施設療養を提供する。
- (7)、家庭との結びつきを密にし、家庭復帰を促進するため、次の活動を積極的に行う。
 - ① 面会や各種レクリエーション、行事等に家族が進んで参加するよう要請し、職員と入所者・家族との一体化を図る。
 - ② 退所準備のための、外出や外泊の機会を設けるとともに、退所後の支援を充実させるため、各職種の協力によるプログラムを作成する等、入所者や家族への指導助言を行う。

(名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

施設名	曾於医師会立介護老人保健施設 ありあけ苑
開設年月日	平成10年12月1日
所在地	鹿児島県志布志市有明町野井倉 8288 番地
電話番号	099-477-2331 FAX 番号 099-477-2335

管理者名 施設長 川井田浩一
介護保険指定番号 ありあけ苑（４６５２９８００５５号）
介護保険指定番号 ありあけ苑（ユニット）（４６５１７８００１９号）

(職員の定数)

第5条 事業所に次の職員を置く。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 医師（施設長兼務） | 1名以上 |
| (3) 看護職員 | 9名以上 |
| (4) 介護職員 | 21名以上 |
| (5) 支援相談員 | 1名以上 |
| (6) 理学（作業）療法士 | 1名以上 |
| (7) 栄養士 | 1名以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (9) 薬剤師 | 実情に応じた適当数 |
| (10) 事務職員等 | 実情に応じた適当数 |

2 前項に規定する他、施設にその他必要な職員を置くことができる。

(職員の職務内容)

第6条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設を統括し、職員の管理、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行い、また職員の資質向上を図るため、計画的に研修の機会確保に努める。
- (2) 医師は、入所者の健康管理と医療に適切な処置を講ずる。
- (3) 看護師は、入所者の衛生管理及び看護業務を行う。
- (4) 介護職員は、入所者の日常生活全般にわたる介護業務にあたる。
- (5) 支援相談員は、入所者等に対し次の業務を行う。
 - ① 入所者及び家族の処遇上の相談指導
 - ② 入所者の生活・行動プログラムの作成
 - ③ 地域の関係機関及び関係団体等との連携
 - ④ レクリエーション等の計画、指導
 - ⑤ ボランティア及び在宅の要介護老人、家族に対する相談指導
- (6) 理学（作業）療法士は、入所者の機能回復訓練及び退所後の生活全般にわたる助言、相談等を行う。
- (7) 栄養士は、入所者の食事献立や栄養指導及び衛生管理業務を行う。
- (8) 介護支援専門員は、入所者からの相談やその心身の状況等に応じて適切な施設サービスが行えるようケアプラン作成等を行う。
- (9) 薬剤師は、薬剤管理や医薬情報整理について適切な対応を行う。
- (10) 事務職員は、施設の会計経理・一般事務処理・施設及び設備等の保守管理業務を行う。

(営業日及び営業時間など)

第7条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、看介護業務はこの限りではない。

営業日および営業時間	月～金 8:30～17:00 土 8:30～17:00 (但し第1・3土曜日は休業)
休業日	日曜、祝日、第1・3土曜日 12/29～1/3

(入所定員)

第8条 入所者の定員は86名とする。

(入所者へのサービス内容)

第9条 入所者に対して、次のサービスを行うものとする。

当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

2、上記の他、以下の項目について必要な援助を行う

- (1)、リハビリテーションマネジメント
- (2)、短期集中リハビリテーション
- (3)、認知症ケア
- (4)、退所時指導など
- (5)、栄養マネジメント
- (6)、療養食援助

(施設サービス計画の作成)

第10条 入所者ごとに施設に常勤の介護支援専門員が作成した、施設介護サービス計画に基づき施設サービスを提供します。この施設サービス計画作成には、次の点に留意します。

- (1)、入所者や家族と面接し、自立した日常生活を営む上での課題を把握します。
- (2)、入所者の希望やアセスメントの結果を踏まえたサービス計画を作成します。
- (3)、サービス担当者会議を開催し、専門的な見地から意見を求めます
- (4)、施設サービス計画書原案を入所者や家族に説明し、文書による同意を得て交付します。
- (5)、定期的に入所者に面接し、実施状況を把握します。

(利用料その他の費用の額)

第11条 入所者の負担の額を次のとおりとする。

- (1)、指定施設サービスを提供した場合の利用料の額は、別表1によるものとする。
- (2)、その他の日常生活費等は別に定める。

(記録の整備)

第12条 施設は、施設サービス提供の提供に関する記録を行う。

- (1)、施設サービス計画書
- (2)、具体的なサービス内容の記録
- (3)、身体拘束を行った場合の記録
- (4)、市町村への通知に関する記録
- (5)、苦情内容の記録
- (6)、事故の状況及び、事故に際して採った処置の記録
- (7)、その他

2、これらの記録は、その完結の日から5年間保存するものとする。

(記録などの開示)

第13条 施設は入所者などの求めに応じて、以下のものを開示する。開示に当たっては、「入所者等の個人情報保護に関する苑内規則」に基づき行う。

- (1)、入所者のサービス提供に関する記録など
- (2)、施設の事業計画、財務内容など

(非常災害対策)

第14条 施設は、非常災害対策として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1)、消防計画を作成し、消防機関との連携を密にして、消火、通報及び避難訓練を定期的に実施すること。
- (2)、消火器や消火栓等の消火設備、自動火災報知設備や火災通報設備等の警報設備、誘導灯等や避難設備が有効に機能するよう維持管理に努めること。
- (3)、上記消防業務の実施については、消防法に規定する防火管理者を定め、職員の非常災害に対する意識高揚につとめる。
- (4)火災、震災の他、風水害その他の施設の周辺の地域において想定される非常災害に関する具体的計画を定めなければならない。なお、想定される非常災害とは、風（台風）災、水（河川の氾濫及び津波）災とする。

(苦情対応)

第15条 入所者は、提供した施設サービスに苦情がある場合には、施設、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも申し立てることができます。施設は、入所者が苦

情の申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

(1)、施設が設ける相談・苦情の対応窓口

苦情解決責任者	施設長	
苦情受付責任者	連携室 介護支援専門員	
相談・苦情の受付方法	電話、書面、面接、その他	
受付時間	平 日	09:00～16:00
	土曜日	09:00～12:00

(2)、その他の苦情相談窓口

居住する市町村の介護保険の係り	志布志市	099-474-1111
	大崎町	099-476-1111
曾於地区介護保険組合	099-471-6545	
大隅地域振興局 介護指導係	0994-52-2122	
国保連合会鹿児島	099-206-1084	

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行う。

2、事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(緊急手配等)

第17条 夜間等施設長不在のとき、入所者の症状急変を察知したとき及び事故発生のときは、施設長及び看護介護職長等に緊急通報しその指示を受けるものとする。ただし、それが不可能なときは、協力病院等に連絡し、適切な処置を求める。

(その他運営についての留意事項)

第18条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

(1)、施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第11条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

なお、施設内への差し入れは一度に食べきる量とし、その他施設の指示に従うものとする。

(2)、面会時間は特に制限はないものとするが、夜間については入所者の睡眠のた

め午後8時までとする。ただし、特別の事情のある場合はこの限りでない。

- ・ 17:00 以降および、休業日は別途通用口をご利用いただきます。
- ・ 職員は、持ち込み金品等について、適切なる指示を行うものとする。
- ・ 面会人等は、入所者との面会が終わった時はその旨、及び面接の内容並びに入所者の生活上参考となるべき事項を職員に告げ、施設療養に協力するものとする。

(3)、外出・外泊は、所定の用紙にて申請いただき、医師の許可を得て行います。

(4)、飲酒・喫煙は、施設サービス計画に基づき許可されます。

(5)、火気の取扱いは、施設サービス計画に基づき許可されます。

(6)、金銭、所持品・備品等の持ち込みは特に制限いたしません。金銭及び貴重品の持ち込みは個人の責任にて管理できる場合に限り。なお、所持品には記名をお願いします。

(7)、外出外泊時等の施設外での受診は、施設の医師が指示した場合に限り。無許可での受診などは、全額費用をご負担いただく場合があります。

(8)、ペットの持ち込み、宗教活動、営利行為、特定の政治活動は禁止します。

(秘密保持等)

第19条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。
- 4 その他、個人の情報の取り扱いに関しては、個人情報保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）に基づき対応する。

(委任)

第20条 この規定に定めるもののほか、施設の管理運営について必要な事項は、施設長が別に定めるものとする。

附	則	この規程は平成15年8月21日から施行する。
附	則	この規程は平成16年4月1日から施行する。
附	則	この規程は平成16年7月1日から施行する。
附	則	この規程は平成17年2月1日から施行し、平成17年3月31日限りその効力を失う。
附	則	この規程は平成17年10月1日から施行する。
附	則	この規程は平成18年4月1日から施行する。
附	則	この規程は平成18年7月1日から施行する。
附	則	この規程は平成19年2月16日から施行する。
附	則	この規程は平成19年12月 1 日から施行する。
附	則	この規程は平成21年4月 1 日から施行する。
附	則	この規程は平成22年4月 1 日から施行する。
附	則	この規程は平成24年4月 1 日から施行する。
附	則	この規程は平成25年4月 1 日から施行する。
附	則	この規程は平成25年6月 1 日から施行する。
附	則	この規程は平成27年8月 1 日から施行する。
附	則	この規程は平成29年4月 1 日から施行する。 (苦情受付責任者の変更)
附	則	この規程は平成30年7月 1 日から施行する。 (施設長の変更)